宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井不動産レジデンシャルサービス株式会社　②東京都知事(11)40793　③代表取締役　川村豊　④東京都江東区豊洲五丁目６番52号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区豊洲五丁目６番52号　三井不動産レジデンシャルサービス株式会社　代表取締役　川村豊

①トヨタホーム名古屋株式会社　②国土交通大臣(4)第7899号　③代表取締役　室屋直幸　④愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　廃止した主たる事務所　愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　⑤1000万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　トヨタホーム名古屋株式会社　代表取締役　室屋直幸

①トヨタホーム名古屋株式会社　②国土交通大臣(4)第7899号　③代表取締役　室屋直幸　④愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　廃止した従たる事務所　長野県松本市宮田１－４　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市熱田区大宝一丁目13―20　トヨタホーム名古屋株式会社　代表取締役　室屋直幸